

## 大阪狭山市有料広告掲載に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が掲載する有料広告（以下「広告」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(掲載物)

第2条 広告を掲載するもの（以下「広告媒体」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 広報おおさかさやま（以下「広報誌」という。）
- (2) 大阪狭山市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）
- (3) 大阪狭山市（以下「市」という。）が作成する封筒
- (4) その他市の発行物又は資産であって市長が認めるもの

(広告掲載の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載を行わない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 個人の氏名広告
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるもの
- (9) 当該広告事業の内容を市が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (10) 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (11) 消費者被害の予防及び拡大防止の観点から適当でないもの
- (12) 青少年保護及び健全育成の観点から適当でないもの
- (13) 大阪狭山市暴力団排除条例（平成25年大阪狭山市条例第4号）第10条に規定する暴力団を利することとなるもの
- (14) その他掲載を行う広告として市長が適当でないと認めるもの

2 前項に規定する広告掲載の範囲に係る業種、業者及び掲載の基準については、別に定めるものとする。

(広告を掲載することができる者)

第4条 広告を掲載することができる者は、市ホームページにあっては市ホームページに広告掲載を希望する者（以下「ホームページ広告主」という。）、それ以外の広告媒体にあっては広告掲載事業を営む者であって、広告掲載の取扱いに関する業務について市と契約を締結したもの（以下「広告取扱業者」という。）とする。

(広告の規格、件数、位置等)

第5条 掲載する広告の規格、件数、位置等は、広告媒体に応じて市長が指定するものとし、ホームページ広告主又は広告取扱業者は、これらの基準を遵守するものとする。

(広告の募集等)

第6条 掲載する広告は、広告取扱業者又は市長が募集するものとする。

2 ホームページ広告主又は広告取扱業者は、掲載広告の内容について一切の責任を負うものとする。

(掲載の承認)

第7条 ホームページ広告主又は広告取扱業者は、広告を掲載しようとする場合は、掲載する広告の案を作成のうえ、事前に市長に協議し、その承認を受けなければならない。

(広告の原稿)

第8条 ホームページ広告主又は広告取扱業者は、前条の規定により掲載の承認を受けたときは、当該広告の原稿を市長が指定する期日までに、市長が指定する方法により納品しなければならない。

2 広告の原稿の作成に係る一切の費用は、ホームページ広告主又は広告取扱業者の負担とする。

(広告掲載料)

第9条 広告掲載料は、毎年、市長が別に定める。

2 ホームページ広告主又は広告取扱業者は、市長が指定する期日までに、広告掲載料を支払わなければならない。

(掲載の変更及び中止)

第10条 市長は、広告媒体の編集上必要があると認めるときは、第5条の規定にかかわらず、掲載する広告媒体及び掲載する位置を変更することができる。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、広告を掲載しないことができる。

(1) ホームページ広告主、広告取扱業者、広告取扱業者を通じて広報誌等に広告掲載する者（以下「広報誌等広告主」という。）、広告の内容又は市ホームページに掲載した広告からリンクするホームページの内容がこの要綱の規定に違反したとき。

(2) 市の行政運営上の支障により、広告を掲載することができなくなったとき。

(3) 指定する期日までに広告掲載料の支払いがないとき。

(4) 指定する期日までに広告の原稿の提出がないとき。

3 市長は、前2項の規定に基づき広告の掲載を変更し、又は中止するときは、ホームページ広告主又は広告取扱業者にその旨を通知するものとする。

4 第1項及び第2項の規定に基づき広告の掲載の変更又は中止により生じたホームページ広告主、広告取扱業者及び広報誌等広告主の損害について、市は一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則（平成16年6月15日要綱第35号）

この要綱は、平成16年6月15日から施行する。

附 則（平成18年3月1日要綱第3号）

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年3月1日から施行する。ただし、第5条の規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の広報おおさかさやま広告掲載に関する要綱により承認した広告の掲載については、なお、従前の例による。

附 則（平成20年11月28日要綱第30号）

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成26年3月11日要綱第1号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月14日要綱第30号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月9日要綱第13号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月17日要綱第7号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年10月2日要綱第34号）

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

附 則（令和6年3月27日要綱第12号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。